

○ 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）（附則第三十五条関係）

改正案	現行
（定義） 第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。 一十九（略） 二十 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第三十二項</u>に規定する証券金融会社 二十一～三十二（略） 三十三 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十三項</u>に規定する金融先物取引業者 三十四～四十（略）	（定義） 第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げるものをいう。 一十九（略） 二十 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第二十八項</u>に規定する証券金融会社 二十一～三十二（略） 三十三 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十一項</u>に規定する金融先物取引業者 三十四～四十（略）